社会福祉部提供の
障害を持つ米国市民のための法令（ADA）
（2008年修正）に基づく
援助依頼の手順
（2009年1月より有効）

1. 就業者または求職者のための仕事やサービス

a. 差別通告書RA-1に記入し、署名と日付を書く
b. 具体的な必要と理由
c. 援助が必要となる障害を具体的に説明

2. 責任者が通告書に許可か不可それぞれの場合を**推定**し費用の目安や理由などを説明する。例）不摂生や事業の関係　署名と日付を記入する。

3. 事業部管理者または係の者が通告書を**読み返し**日付を記入する。許可された場合の費用を確保する。不可の場合その理由を記す。

4. 人事幹部が許可または不可を**判定**し署名と日付を記入。

5. 援助が不可の場合人事幹部が署名した日から10日以内に詳細を追加し再検討を申し込む。

6. 許可された場合、通告書が責任者かケースワーカーに返却され政府資金から支払われる。

7. 支払いが完了次第、責任者が人権苦情処理係にEメールで知らせる。
gwatts@dhs.hawaii.gov

社会福祉部のウェブサイトhttp://www.hawaii.gov/dhsで以下のものが提供されています。

差別通告書RA-1
政府が提供する適切な援助に関する質疑応答
障害を持つ米国市民の法令(ADA)主な変化（2009年1月より有効）
ADAを修正した条例（2008年）を説明するスライド
ADAの実績と方針に関する問題
ADAによる医学記録と政府からの援助依頼申込書